

## 福岡県 病院火災の状況について

10月11日 福岡市内の整形外科病院で発生した火災では、10名の方がお亡くなりになりました。消防庁および報道で発表されている内容についてまとめてみました。

### 【状況】

- 平成25年10月11日発生。
- 建物名称：安部整形外科
- 敷地面積 290.85 m<sup>2</sup>、建築面積 203.59 m<sup>2</sup>、延べ面積 665.87 m<sup>2</sup>
- 住所：福岡県福岡市博多区
- 建物構造：RC造・耐火構造、地上4階・地下1階建て
- 消防用設備等：消火器具、屋内消火栓設備（任意設置）、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯
- 防火管理の状況：防火管理者選任、消防計画作成及び避難訓練実施済み
- 死者10名 負傷者5人（重症4人、中等症1人）



### 【原因】

- ① 1階処置（診療）室の温熱器のコンセントプラグがショートし、付近にあった大量のタオルに燃え移った可能性がある。県警は15日、1階と1～4階の階段の計282m<sup>2</sup>が全焼しており、2～4階のフロアの焼損はなかったと発表した。処置室が激しく燃え、近くの階段を伝わり短時間で建物内に煙が充満したとみられる。タオルは温熱器で温める「ホットパック」を患部に当てる際、包むのに使っていたとみられる
- ② 4階建ての建物の7カ所にある防火扉が全て開いたままになっていた。このため、多量の煙が病室があった2階や院長の両親が住んでいた3階に流入し、一酸化炭素中毒の被害を拡大させたとみられている。ほとんどの遺体がベッドに横たわっていたという。
- ③ 消防計画の作成や消防訓練の企画などを担う防火管理者に、院長の72歳の母親が充てられていた。高齢なので別の人に替えるよう地元消防から指導されたが、改善されなかった。
- ④ 夜間の火災に対応する担当者を3人と消防に報告していたのに実際には出火時、当直看護師1人だけだった。初期消火の遅れにつながった可能性がある。
- ⑤ 医院は数年前に増築をしていましたが、この際、法律で定められた届け出を行政にしておらず、診察室がある1階には熱を感知する古いタイプの防火扉がそのまま使用され、違法状態になっていた。1974年の建築基準法の改正では、より反応が早い煙を感知する防火扉の設置を義務付けている。

### 【関係法令】

- ① 建築基準法は、感知器を実際に作動させ防火扉が閉鎖するかどうかを確認し、自治体に報告するよう定めている。ただ、対象の建物は自治体ごとに定められ、福岡市の場合、この医院のように小規模な診療所は対象外だった。消防設備の点検を定める消防法も、防火扉の作動確認は対象外です。  
※建築物定期報告制度については、裏面をご参照ください。
- ② スプリンクラーの設置義務については、高齢者福祉施設は相次ぐ火災を受けて、消防庁が対象規模を拡大、延べ床面積275m<sup>2</sup>以上にした。しかし、1人で自由に動けない人たちがベッドで生活しているのは同じなのに医療施設は19床以下の場合、6千m<sup>2</sup>以上と緩いままで、今回の医院は対象外だった。  
※今後消防法においては、SPの設置基準の見直しがされるものと思われます。
- ③ 診療報酬請求基準では医院は患者数にかかわらず夜間の看護師は1人以上いればいいことになっている。実際、同医院は厚生労働省に宿直態勢は「1人」と届け出していた。全国有床診療所連絡協議会によると、夜間は1人態勢の診療所がほとんどだとい、全国的な傾向といえる。一方、福祉施設のグループホーム（GH）は、9人の入居者に対して最低1人の職員配置が義務付けられている。

# 防火区画と建築物定期報告制度について

今回の火災において、被害を拡大させた要因の一つに防火扉の不作動があります。防火扉の閉鎖によって確立する防火区画について、更にそれらの定期点検報告制度について簡単にまとめました。

## 【防火区画の種類】

- ・ **面積区画** 水平方向に火災の燃え広がりを防止する区画です。延床面積 500～1500 m<sup>2</sup>（建築物の構造や用途などによって異なる）ごとの区画になります。
- ・ **高層区画** 一般の消防のはしご車が届かず外部からの救助が期待できない 11 階以上の高層建築物の防火区画を、小区画とすることにより被害を最小限にとどめようとするものです。
- ・ **堅穴区画** 火災時の煙突効果による火煙の伝播を防止しようとするもの。堅穴部分と他の部分との区画は遮煙性能が必要である。階段、エレベータシャフトなどがこれに当たります。※今回問題となった区画
- ・ **異種用途区画** 建築物内に利用、形態、管理の異なる用途がある場合、それぞれの用途の安全性を図るため各用途間に防火区画を設けるものです。

このうち、堅穴区画と異種用途区画を構成する防火戸は常時閉鎖式防火戸、あるいは煙感知器連動閉鎖式の常時開放式防火戸と規定されています。（面積区画、高層区画の場合は熱感知器連動、温度ヒューズ連動式でも可です。）

## 【定期報告制度】

建築基準法では、所有者等に維持保全の義務（法第 8 条）を規定し、特に百貨店・旅館等、大勢の人が利用する一定規模以上の特殊建築物、建築設備、昇降機等の所有者（管理者がある場合は管理者）は、法 12 条第 1 項及び 3 項の規定に基づき、専門知識を有する資格者に定期的に調査・検査させ、その結果を特定行政庁に報告（定期報告）する義務があります。

用途	特殊建築物		建築設備		
	規模	報告の時期	規模	報告の時期	
学校、体育館	2,000 m <sup>2</sup> 以上 又は 3 階以上	平成 25 年度 以降 3 年毎	-----	-----	
公会堂、集会場	300m <sup>2</sup> 以上		床面積 300m <sup>2</sup>	毎年	
劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外にあるものを除く)					
ホテル、旅館					
児童福祉施設等					
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)					
百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗	床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上又は 床面積 500 m <sup>2</sup> 以上かつ 3 階以上	平成 23 年度 以降 3 年毎	床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上又は 床面積 500 m <sup>2</sup> 以上かつ 3 階以上	床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 又は 床面積 500 m <sup>2</sup> 以上 かつ 3 階以上 (混合用途)	毎年
公衆浴場	床面積 500 m <sup>2</sup> 以上		床面積 500 m <sup>2</sup> 以上		
キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、遊技場(個室ビデオ店、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶店、テレフォンクラブを除く)、待合、料理店	床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 又は 床面積 500 m <sup>2</sup> 以上かつ 3 階以上		床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上 又は 床面積 500 m <sup>2</sup> かつ 3 階以上		
飲食店					
博物館、美術館、図書館	床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上		床面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上		
ボウリング場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場		-----	-----		
寄宿舎	床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上かつ 3 階以上 又は 床面積 500 m <sup>2</sup> 以上かつ 5 階以上	平成 23 年度 以降 3 年毎	床面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上かつ 3 階以上又は 床面積 500 m <sup>2</sup> 以上かつ 5 階以上	毎年	
共同住宅		平成 24 年度 以降 3 年毎	非常用エレベーターを 設置するもの	毎年	
事務所その他これらに類するもの	床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上かつ 5 階以上	平成 25 年度 以降 3 年毎	床面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上かつ 5 階以上	毎年	
個室ビデオ店、カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶店、テレフォンクラブ	床面積 200 m <sup>2</sup> 以上	平成 23 年度 以降 3 年毎	床面積 200 m <sup>2</sup> 以上	毎年	

※大阪府の場合（各特定行政庁によって若干の差異があります。）

【PR】弊社においても定期報告制度の調査・検査業務を承っております。詳しくは営業担当者へお尋ねください。